

健康づくり基本条例制定概要

《健康づくり基本条例の制定目的》

①ヘルスアップ

- ・スポーツ奨励・保健指導・介護予防・予防医療
- ・予防接種・孤立予防 等

②ヘルスサポート

- ・疾病重症化予防のサポート
- ・医療・介護給付費の適正化 等

《基本コンセプト》

- 関連制度及び関連計画のシームレス化 (効率的・効果的な連携) を図る
- 生涯ライフステージをとおした、健康増進によるQOL (生活の質) の向上
- 健康都市の実現・「わがまち わが地域の健康づくり 和光市の元気度スケールの公表を目指す」

《現状と課題》

- 1 健康わこう21計画 (健康増進法)・特定健診保健指導計画 (高医確法・国保法)・長寿あんしんプラン (介護保険法)・食育推進計画 (食育基本法)・スポーツ推進計画 (策定中) 等
上記の健康増進や各種予防事業に関して、具体的な優先課題、課題解決の施策、施策の目標設定、目標達成度及び評価検証が的確に行われていないのではないか。
また、各種制度及び各種計画が市民のために効率的かつ効果的な連携運用が図られていないのではないか。
- 2 医療費及び介護給付費に関する給付適正化施策に関して、一般的 (医療費通知・介護給付通知・レセチェック等) な事業に加え、効果に繋がる施策事業が必要ではないか。
疾病の重症化を予防するサポート体制が必要ではないか。
予防接種の接種率及び接種時期に関し、適正化が必要ではないか。
- 3 メンタルヘルス及び産前産後の保健教育並びに高齢者に限らず地域で孤立する全市民に対する健康増進等のアウトリーチ的な施策事業が必要ではないか。

健康づくり基本条例の機能イメージ

